

後期高齢者医療保険に加入している皆さんへ

●後期高齢者医療保険料率に変更はありません

後期高齢者医療制度の保険料は、各都道府県で2年ごとに見直しています。平成28・29年度の保険料率は、医療給付費準備基金を活用したため、**平成26・27年度から据え置き(変更なし)**となりました。

【個人保険料の決め方】

1年間の保険料＝均等割額(3万9,500円)＋所得割額(※賦課のもととなる金額×8.00%) ※総所得金額等－基礎控除33万円

平成28・29年度の保険料率		
保険料	均等割額	3万9,500円
	所得割率	8.00%
保険料の賦課限度額(上限額)		57万円

●保険料均等割額の軽減範囲が拡大されます

平成28年度から5割軽減と2割軽減の判定に係る世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額等の基準額が、引き上げられることとなりました。これにより、**右表のとおり均等割額が軽減**されます。

均等割額軽減割合	同一世帯の被保険者・世帯主の総所得金額
9割軽減	33万円以下かつ被保険者全員が年金収入80万円以下(他に所得がない)の世帯
8.5割軽減	33万円以下の世帯
5割軽減	33万円＋(26万5,000円×世帯の被保険者数)を超えない世帯
2割軽減	33万円＋(48万円×世帯の被保険者数)を超えない世帯

※収入が公的年金のみの方は、年金収入額から公的年金控除(年金収入額が330万円以下の場合は120万円)を差し引き、65歳以上の方は、さらに高齢者特別控除(15万円)を差し引いて判定します。

後期高齢者医療保険・国民健康保険に加入している皆さんへ

●4月から入院時の食事代等が変わります

【入院したときの食事代】

所得区分等	自己負担額(1食当たり)	
現役並み所得者・一般	360円※	
指定難病患者(現役並み所得者・一般)	260円	
低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円
	90日以上入院(過去12か月の入院日数)	160円
低所得者Ⅰ	100円	

※平成30年4月1日からは460円となります。

【後期高齢者医療保険に加入している方】

低所得者Ⅰ・Ⅱ(下枠参照)の方が左表の減額を受けるためには、「限度額減額適用・標準負担額減額認定証」(黄色の証書)を医療機関の窓口で提示する必要があります。必要な方は、福祉保険課地域医療担当へ申請してください。

- ▼**低所得者Ⅰ**…世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金所得の場合は控除額80万として計算)を差し引いたとき、0円となる方。
- ▼**低所得者Ⅱ**…世帯の全員が住民税非課税の方。

【国民健康保険に加入している方】

住民税非課税世帯、低所得者Ⅰ・Ⅱ(下枠参照)の方が左表の減額を受けるためには、「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」(白色の証書)を医療機関の窓口で提示する必要があります。必要な方は、福祉保険課国保年金担当へ申請してください。

- ▼**低所得者Ⅰ**…世帯主・被保険者が住民税非課税で、必要経費・控除(年金所得の場合は控除額80万として計算)を差し引いたとき、被保険者の所得が0円となる方。
- ▼**低所得者Ⅱ**…低所得者Ⅰ以外で、世帯主・被保険者の住民税が非課税の方。

申し込み・問い合わせ

- ▼国民健康保険に関すること…福祉保険課国保年金担当(☎282-1711 内線1132)
- ▼後期高齢者医療保険に関すること…福祉保険課地域医療担当(☎282-1711 内線1134)

